

佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）の別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件について必要な事項を定めるものとする。

(措置要件の適用基準)

第2条 措置要領別表第2第15号の「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次の各号のいずれかに該当する場合をいう。ただし、市外における不正又は不誠実な行為については、当該行為が市内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合に限り、措置要領別表第2第15号を適用するものとする。

- (1) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は法人の役員若しくは使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- (2) 市工事等に関して正当な理由なく落札決定後辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合
- (3) 別表各号に掲げる場合のほか、市内において業務に関し法令違反により佐賀県又は本市から行政処分を受けた場合

2 前項の「市内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) その行為により公衆又は工事関係者に死亡者を生じさせた場合
- (2) その行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者が、有資格業者の代表役員又は一般役員等である場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、極めて悪質な事情があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、指名停止を行う必要があると市長が認めた場合

(期間の決定方法等)

第3条 指名停止の期間は、措置要領別表各号の期間（措置要領第4条第1項に該当する場合にあっては、同項に規定する期間。以下同じ。）の短期に、措置要領及びこの基準による加減を加えることにより決定するものとする。ただし、措置要領別表第1第2号（過失による粗雑工事等）又は第5号から第8号まで（工事等事故）に該当する場合は、この基準の別表に記載した期間を考慮するものとする。

2 契約違反を理由として契約解除を行った場合における措置要領別表の適用は、措置要領別表第1第4号（契約違反）ではなく措置要領別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）によることとし、期間の加減については前項本文の規定を適用する。

(加重及び加算措置)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ2か月を単位として措置要領別表各号の期間の短期に加算するものとする。

- (1) 談合決別宣言を行っているとき。
 - (2) 違反行為を主導していたとき。
 - (3) 独占禁止法違反により刑事告発がなされたとき。
 - (4) 措置要領第5条各号のいずれかに該当するとき。
 - (5) 発注機関が異なる工事等で違反行為が確認されたとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ1か月を単位として措置要領別表各号の期間の短期に加算するものとする。
- (1) 2以上の法律違反で逮捕又は公訴の提起が行われたとき。
 - (2) 2以上の契約違反（措置要領別表第1第4号）、不正若しくは不誠実な行為（措置要領別表第2第15号）又は建設業法違反の行為が行われたとき。
 - (3) 違反行為が2年以上続いていたとき。
 - (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する営業停止に該当するとき。
 - (5) 建設業法に規定する営業停止期間の加算に該当するとき。
 - (6) 代表役員又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われたとき。
- 3 措置要領別表第1第2号又は同第3号（過失による粗雑工事等）に該当する場合において、粗雑工事等を原因として工事等の期間中又は工事等の完了後10年以内に事故が発生したときは、当該事故を安全管理の措置が不適切により生じた事故とみなし、この基準の別表に定める期間を措置要領別表第1第2号又は同第3号の期間の短期に加算するものとする。
- 4 有資格業者が措置要領別表第2第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号から第10号までのいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間の短期の2倍の期間を指名停止の期間の短期とする。ただし、措置要領第4条第2項の規定による加重を行った場合は、当該加重後の期間の短期の2倍とする。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、次に掲げる社会に与える影響が大きく重大又は極めて悪質な場合の指名停止の期間の短期は、それぞれ措置要領別表各号に定める期間の短期の2倍とすることができる。ただし、この項の規定を適用する前に他の規定による加重を行った場合は、当該加重後の期間の短期の2倍とすることができる。この場合において、違反行為を繰り返しているときは、当該行為ごとに、この項の規定による加重後の期間の短期の2倍とすることができる。
- (1) 贈賄を繰り返したとき。
 - (2) 業務に関し法令違反を繰り返したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、必要があると認められるとき。
- 6 前各項の規定による加重又は加算後の期間の短期は、措置要領別表各号の期間の長期を超えないものとし、当該長期を超える期間を定める必要がある場合は、措置要領第4条第4項の規定によるものとする。
- （加重等の順序）

第5条 措置要領及び前条の規定による指名停止の期間の加重、加算、短縮又は延長は、次の第1号から第5号までを順に適用することにより行う。

- (1) 措置要領第4条第2項の規定による加重
- (2) 前条第4項の規定による加重
- (3) 前条第5項の規定による加重
- (4) 前条第1項から第3項の規定による加算
- (5) 措置要領第4条第3項、第5条第2項若しくは同条第3項の規定による短縮又は措置要領第4条第4項による延長
(指名回避)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、措置要領第2条第4項の規定による指名回避を措置することができる。

- (1) 不正情報を入手したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要があると認められるとき。
(措置の初日)

第7条 指名停止の措置の期間の初日は、指名停止の通知を行った日の翌日とする。なお、その日が佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条に規定する市の休日に当たるときは、その翌日以降の市の休日でない日とすることができる。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年9月28日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

措置要領別表第1（市内において生じた事故等に基づく措置基準）の運用

措置要件	期 間
措置要領別表第1第2号（市工事等 過失による粗雑工事等）	
ア 60点未満の工事に係る評定の結果を通知した日から1か年を経過するまでの間に60点未満の工事に係る評定の結果を通知したとき。	・ 2か月
イ 60点未満の工事に係る評定の結果を通知した日から1か年を経過するまでの間に60点以上70点未満の工事に係る評定の結果を通知したとき。	・ 1か月
ウ 60点以上70点未満の工事に係る評定の結果を通知した日から1か年を経過するまでの間に60点未満の工事に係る評定の結果を通知したとき。	・ 1か月
エ アからウまでの措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間に60点未満の工事に係る評定の結果を通知したとき。	・ 2か月
オ アからウまでの措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間に60点以上70点未満の工事に係る評定の結果を通知したとき。	・ 1か月
措置要領別表第1第5号（市工事等 公衆損害事故）	
ア 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき。	・ 3か月以上6か月以内
イ 公衆に死亡者を生じさせたとき。	・ 2か月以上3か月以内
ウ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者を生じさせたとき。	・ 1か月以上2か月以内
エ 公衆に負傷者（軽傷者）を生じさせたとき。	・ 1か月
オ 公衆に重大な損害を与えたとき。	・ 1か月以上2か月以内
カ 公衆に損害を与えたとき。	・ 1か月
措置要領別表第1第6号（一般工事 公衆損害事故）	
キ 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき。	・ 2か月以上3か月以内
ク 公衆に死亡者を生じさせたとき。	・ 1か月以上2か月以内
ケ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者を生じさせたとき。	・ 1か月
コ 公衆に重大な損害を与えたとき。	・ 1か月

措置要領別表第 1 第 7 号（市工事等 工事関係者事故） サ 工事関係者に複数の死亡者を生じさせたとき。 シ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき。 ス 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者を生じさせたとき。 セ 複数の負傷者（軽傷者）を生じさせたとき。	・ 2 か月以上 4 か月以内 ・ 1 か月 ・ 2 週間以上 1 か月以内 ・ 2 週間
措置要領別表第 1 第 8 号（一般工事 工事関係者事故） ソ 工事関係者に複数の死亡者を生じさせたとき。 タ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき。	・ 1 か月以上 2 か月以内 ・ 2 週間以上 1 か月以内

（注）別表中、重傷とは全治 2 か月以上をいい、軽傷とは休業 4 日以上（又は全治 1 5 日以上）全治 2 か月未満をいう。